

第 1 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 6 年 8 月 7 日(水) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 1 第 1 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐 智 子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 1 番	橋 本 英 介	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟	1 6 番	遠 藤 秀 生

1 6 名 中 1 6 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 8 番	関 根 勝 敏
1 9 番	林 敏 夫	2 0 番	清 水 良 晃
2 1 番	鹿 倉 健 次	2 2 番	友 野 博 之
2 3 番	木 村 美 智 子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 6 番	砂 川 晴 彦
2 7 番	中 村 衛	2 8 番	嶋 田 等
3 0 番	鈴 木 幸 夫	3 1 番	大 塚 信 幸

1 5 名 中 1 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

2 9 番 江 口 武

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 石 原 祐 一 郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 菊 池 章 浩
主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第4号 公売買受適格証明書の交付について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第1回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中16名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名いたします。

岡田英夫委員，染谷織恵委員，よろしく願いいたします。

議長 次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

議長 今月の担当は，第１調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしく願いいたします。

成嶋委員長 農地第１調査会は，去る８月１日，２日，令和６年度第５回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条５件，第４条１件，第５条５件，公売買受適格証明１件，許可を要しない土地の証明願１件，主たる従事者証明１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年４月に開催された第３３回総会の議案第２号の３件及び第３号の４件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査資料は、4ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、譲渡人の要望に応えるため、また譲渡人は相続財産の処分のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 その譲受人の方、通作距離が約●●キロということなんですけれども、堆肥とか運ぶトレーラーみたいなものはあるのでしょうか。

成嶋委員長 トラックがあります。本人に確認したら、通えない距離ではないそうです。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

2番及び3番につきましては、一体の事業ですので一括して、調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番及び3番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●に所在の譲受人である法人が、経営規模の拡大のため、また譲渡人は、高齢による経営規模縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆，●●㎡及び田●●筆，●●㎡，合計●●㎡で、●●などを作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番及び3番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 山崎です。

経営規模を拡大するために譲受人の方は、ここを買うということなんですけれども、現在、どういうものを作っているんですか。

成嶋委員長 ●●なんかですね。

山崎委員 出荷とかはしているんですか。

成嶋委員長 出荷はしていません。従業員に配ったりして消費しているそうです。

山崎委員 じゃ、この取得した土地も同じような感じになるんですね。

成嶋委員長 そうです。

議長 そのほかございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番から3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番について、ご報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自宅に近く耕作しやすいため、また譲渡人は、高齢による経営規模縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●などを作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 5番について、ご報告します。

調査会資料は、16ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が、新規就農で耕作地を求めたため、また譲渡人は、体調による経営規模縮小のため、賃借権設定による許可申請を行うものです。

なお、賃借期間は、●●年ごとの更新となります。

申請地は、●●の畑●●筆、●●m²で、●●や●●を作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

次に事務局に補足説明を求めます。事務局。

(事務局が補足説明)

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告及び補足説明がございました。

5番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 山崎です。

資料で見ると、刈り入れ機の進入路がないみたいに見えるんですけども、通作路の確保はできている、例えば共同の通路か何かというのはあるんですか。

成嶋委員長 あります。

議長 そのほかございませんか。

どうぞ。

岡田委員 岡田です。

今、補足説明の中で、買取りする譲受人の方は会社でも何かやっているって話ですよ。

成嶋委員長 瓦屋さん。

岡田委員 瓦屋さん、●●という瓦屋さん。

専業というわけじゃなくて、兼業ですよ。

成嶋委員長 ほかに職がありますから、兼業でしょう。

岡田委員 でも、新規就農。

成嶋委員長 うん。どうしても農家がやりたいそうです。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、5番を承認いたします。
次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 6番について、ご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、隣地自己所有地と一体として耕作するため、また譲渡人は、高齢による経営規模縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよう伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、6番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、農地造成のための転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡です。

申請地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

当該用地は、令和6年6月7日付け総会議案第3号農地法第5条の2番及び3番で転用許可相当と議決された道路拡幅工事事業の隣接地であり、現在は耕作放棄地となっていたため、これを解消するとともに、当該事業で発生した土砂を用いて盛土し、申請人所有の近隣の●●畑と一体的に●●栽培を効率的に行うため、申請に至ったものです。

計画内容は、単純埋立て方式により現状地盤よりかさ上げし、土砂の高さが0.7m、覆土の高さが1m、全体で1.7mとなります。また、植樹は20本を予定しています。

被害防除対策として、30cmの小堤を設けるほか、法面30度以下を確保するなど土砂及び雨水の流出防止のため、万全の対策を図ります。

安全対策として、工事中は工事責任者を配置し、警備員を配置するなど、安全対策に努めます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等につい

て審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

岡田委員 資金ゼロ円となっているんですが、お金はかからないですか。

成嶋委員長 かからないです。

岡田委員 どんな仕組み。

成嶋委員長 ●●ってありますよね。埋め立てるのが●●さん、右側のほうに山林があるんです。これが●●の。拡張工事の土砂と山林を削ったところの土砂で埋立てするんです。山林のところをトラックの待機所にする予定です。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番及び2番につきましては、一体の事業ですので一括して、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番及び2番について、ご報告します。

調査会資料は、28ページからになります。

本件は、使用貸借に伴う、農地造成のための転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆，●●m²，畑●●筆，●●m²，合計●●m²です。

申請地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は●●で●●業を営む法人，譲渡人は，●●に住む2名，当該地は水はけが悪いため，盛土をし，より良い耕作を行うため，申請に至ったものです。

計画内容は，現状地盤よりかさ上げし，平均盛土高は約2mとなります。雨水は，築堤を設け，自然浸透します。盛土をして30度未満の法面を施工します。

被害防除対策として，埋立地については，降雨の時に備え，小堰堤を造ります。運搬路には鉄板を敷き，入口にはトラロープ等を設置します。

安全対策としては，工事中は誘導員を配置し，歩行者等の安全に努めます。また，トラブル等は事業者が対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番及び2番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 この埋立ての土は、どの辺から調達するのですか。

成嶋委員長 印西市です。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番及び2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、34ページからになります。

本件は、賃借権設定に伴う、資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●m²、畑●●筆の一部、●●m²、合計●●m²です。

当該地が農用地及び第1種農地等に該当せず、住宅、事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●業、●●業を行う法人で、●●の公共工事を請け負うに当たり、営業所との距離も適切であり、工事現場に近接した場所で資材搬入等の必要があることから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、高さ約1mのネットフェンスとプラスチックフェンスで外周を覆い、鉄板による道路を敷き、移設が可能な工事事務所と簡易トイレを設置します。保管物は、改良土●●m³、直壁・ブロック等●●個、塩ビ管等●●本、マンホールセット●●個等とします。また、期間満了後は、直ちに原状回復を行います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透します。また、近隣への粉塵、土砂流出を防ぐため、仮柵や防護ネット等で対策します。

安全対策として、簡易設備の建設中は、交通、騒音等に留意し、資材置場としての利用後は、稼働時間に配慮し、近隣への影響に配慮します。また、利用時間外は、重機を設置して、敷地の施錠代わりとし、第三者による敷地への侵入を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番及び5番につきましては、一体の事業ですので一括して、調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番及び5番について、ご報告します。

調査会資料は、39ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地は、既存施設の拡張で拡張面積が既存面積の2分の1未満のため、第1種農地の不許可の例外と判断しました。

譲受人は、●●業、●●業等を行う市内の法人で、申請地の隣地を駐車場用地として使用していましたが、社員が増え、期間工を雇うことも多く、既存の駐車場では駐車スペースが足りなくなったため、隣接地である申請地を駐車場として一体利用することが必要となり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、社員用の乗用車●●台分と来客者用及び期間工用の●●台、計●●台分の駐車場を確保します。既設駐車場との境の既設鉄パイプフェンス、コンクリート板を一部撤去し、既存施設と行き来できるようにします。また、外周を新設の高さ1.5mの鉄パイプ、高さ0.5mのコンクリート板で囲います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし、鉄パイプ、コンクリート板により、隣接農地への土砂等の被害を防止します。

また、安全対策として、工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事するとともに、トラブルが起きた場合は、事業者が対処します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番及び5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番及び5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 6番について、ご報告します。

調査会資料は、44ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、資材置場兼車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

譲受人は、●●を営んでおり、資材置場として使用している土地を他人に賃借することになり、新たに資材置場用地が必要となったため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、既存施設から、ブロック●●個、型枠板●●枚、鉄パイプ●●本、クランプ●●個、足場板●●個、作業車●●台、軽トラック●●台、2tトラック●●台等に移設します。また、幅6mの出入口部分を強化コンクリート敷きとして、6mの蛇腹門を設置します。

被害防除対策として、雨水は砂利敷きで自然浸透とします。

安全対策として、工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事します。また、トラブル等は事業者が対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責

任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、6番を承認いたします。
次の審議に入ります。

7番から22番につきましては、一体事業ですので一括して、調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 7番から22番について、ご報告します。

調査会資料は、49ページからになります。

本件は、使用賃借に伴う、農地造成のための転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆●●㎡，畑●●筆●●㎡，畑●●筆の一部●●㎡，合計●●㎡です。

申請地周辺は甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人，譲渡人は，●●に住む17名及び●●に住む1名で，当該地は水はけが悪いため，盛土をし，よりよい耕作を行うため，申請に至ったものです。

計画内容は，現状地盤よりかさ上げし，平均盛土高は1.81mとなります。工事完了後は，境界杭を復元し，中央の既存水路及び隣接農地沿いに延長429mの小堤を築堤します。埋立て方式については，天地返しにて覆土します。水はけのよい優良農地にした後は，●●を栽培する計画としています。

被害防除対策として，用水・隣接農地に影響が出ないように雨水については小堤を設け，自然浸透とします。工事中は外周をトラロープで囲い，既設水路とは0.5mの離隔を取り，土砂流出防止を行います。造成法面勾配を1対1.8とし，造成完了後には法面には種子吹

き付けを行います。

安全対策としては、土砂等の搬出入のときは誘導員を配置し、安全確保に努めます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番から22番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 土の搬入路はどこから。

成嶋委員長 搬入路は、二松学舎大の前からの搬入です。何年か前に言っていましたかね、野球クラブの増設などの設備をするって、そのままになっちゃったところなんですよ。そこから入っていくそうです。

議長 そのほかございませんか。。

どうぞ。

橋本委員 雨水の対策などの連携は取れていますか。これまで田んぼとか農業排水路とかの土が通った場合は、改良区とかの水路が流れると雨水の流れが相当変わると思うので、その辺対策取られていますか。

成嶋委員長 それは小堤を築くとか、自然浸透ですね。そのほかには、別の法面、法面が崩れないように種子吹付、10度以下の勾配、その

ぐらいでしょうかね。

橋本委員 以前、大井、大島田、アリオの所で造成したときに、総会では雨水のところは問題ないということ言われていたんですが、結果的に雨水が流出してしまって、土地改良区がその辺クリアできていなかったの、多分総会では通って、雨水のほう大丈夫かという質問のときに大丈夫だという返答で、その後、田んぼに雨水が大量に入ってしまった、管の徹底というか雨水対策とかが見誤っているところが大きいので、今回もそこそこの造成だと思うので、多分雨水の流れって相当変わると思うんですよ。その辺の対策がちゃんと取られているのかというのは、前回の総会のときでもあったので、今回はどうなのかなという。

成嶋委員長 下の田んぼだよな。

橋本委員 田んぼじゃない場合も、周辺の水路の対策。造成するというと相当変わると思うんですけれども。雨の流れも。その辺をどの程度やっているのか。自然浸透とかで大丈夫ですか。

成嶋委員長 それはどんな計画立てても、今の時期、どんな災害があるか分からない。多分、これはある程度対策を取ってあれば仕方のないこともあると思うので、それ以上、こちらからは言えません。

橋本委員 いや。オーバーフローとかは分かる。それも多いので、そうなった場合は勾配がもう完全に逆勾配なので、流れないように設計したほうがいいです。だから、その点が設計上、勾配をどっちに流すのかというのが前回もできていなかったの、今回は大丈夫なのかというところですよ。

成嶋委員長 そこまでは調べていません。

橋本委員 その反省がしてあったのか。

多分、農業委員会が審議することじゃなくて、雨水対策を審議する

側かもしれないんですが。その辺の連携って事務局さんとか雨水の対策に向けて、農地の被害が出ているんで、農業委員会は農地を守るところなんで、その辺はどうなんですか。

事務局 河川排水課の方に確認したいと思います。

議長 よろしいですか。そのほか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、7番から22番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「公売買受適格証明書の交付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、59ページからになります。

本件は、●●の農業経営の法人が農地取得目的で、東京国税局が行

う公売（期間入札）に参加するため、公売買受適格証明書願を申請したものです。

買受けしようとする農地は、令和6年5月10日付け総会の議案第3号買受適格証明書願を承認した土地の隣接地となる、●●の田●●筆、●●㎡です。計画書では●●を耕作する予定となっています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、64ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が令和元年8月に相続により取得しましたが、昭和36年から宅地として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

当該農地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

なお、立証資料として平成13年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、67ページからになります。

本件は、●●在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の父が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第7号の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は、●●に所在する一般農業法人が●●の畑●●筆、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、議案第7号を承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは議案第7号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局

(議長の指名で事務局が報告事項について説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

今後の予定を申し上げます。

9月2日月曜日、3日火曜日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時からです。場所は、2日、3日ともに、分室1の2階の第1会議室です。

担当は、農地第2調査会です。

9月6日金曜日が総会で、午後2時から、場所は分室1の2階、第1会議室でございます。

これをもちまして、第1回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後3時15分閉会)